

愛知県告示第 132 号

平成 16 年愛知県告示第 919 号（愛知県名古屋飛行場条例第 2 条第 1 項の離着陸に相当する行為として知事が定めるもの等）の一部を次のように改正し、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

平成 31 年 3 月 22 日

愛知県知事 大 村 秀 章

別表第 1 項から第 3 項までの規定中「1.08」を「1.1」に改める。